

新規多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画の方向性について

1.1. 多摩センター駅周辺地区の課題と現状

(1) 課題と達成状況

多摩センター駅周辺地区の課題と達成状況及び、残された未解決な課題を整理する。

■課題・達成されたこと・残された未解決の課題

課題 (H28 年度時点)	達成されたこと (課題の改善状況)	残された未解決の課題 (R3 年度時点)
街並みが単調で駅拠点としての魅力に乏しく、歩行者交通に偏りがあり回遊性、賑わいに乏しい。	ハローキティストリートは、ストリートファニチャー等（植栽帶一体化ベンチ）の整備により、滞留空間を創出し、賑わい環境が向上した。	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩センター駅のメインストリートである「パルテノン大通り」は、街並みが単調となっており、賑わいのあるまちなみ環境の整備が必要である。 ・また、ベンチ等の整備は一部のエリアのみに留まっているため、パルテノン大通りや、ココリアと京王プラザホテル間等に居心地の良い滞留空間の創出が必要である。
ペデストリアンデッキを活用したソフト事業の展開による賑わいの創出、駅拠点としての魅力の向上が求められている。	オープンカフェの実施により、賑わいが創出され、駅拠点としての魅力が向上した。	-
買い物客の市外への流出が進んでおり、駅拠点としては商業が低迷している。	ストリートファニチャー等の整備による滞留空間の創出や、オープンカフェの実施により、商業空間の賑わいを創出している。	・関連事業であるパルテノン多摩リニューアルや、多摩中央公園、中央図書館等の商業施設周辺の施設を改修・整備することで、地域の魅力を高め、集客力を上げることができたため、関連事業の促進が必要である。
急激な高齢化の進行が懸念されるが、駅前、バスロータリー、多摩中央公園内含め、階段等が多く、来訪者の誰もが移動しやすい構造にはなっていないうえ、ペデストリアンデッキや既存エレベーターの老朽化がさらに悪影響を与えている。	既存エレベーターの改修は実施したもの、駅周辺のペデストリアンデッキやバスロータリーの改良に併せた歩行支援施設の整備は実施されておらず、移動環境が充実しているとは言えない。	・駅周辺における移動環境の充実のため、関連事業の促進が必要である。
外国人観光客が、観光、回遊、滞留しやすい環境整備が整っておらず、多摩ニュータウンの広域拠点にふさわしい状況とはいえない。	多言語化対応している案内板・サインが設置されたことにより、外国人観光客が滞留しやすい環境が図られた。	-

(2) 課題解決のための取り組み

残された未解決な課題を改善するため、想定される取り組みを下表に整理する。

■ 残された未解決の課題と課題解決の方向性

残された未解決の課題		課題解決のための方向性	想定される事業
・多摩センター駅のメインストリートである「パルテノン大通り」は、街並みが単調となっており、賑わいのあるまちなかみ環境の整備が必要である。	『回遊性のあるまちなかみの形成』 「パルテノン大通り」を中心とした賑わい環境を創出することにより、近隣施設を巻き込んだ回遊性のある賑わい環境の創出を図る。	既存建物活用事業 ・沿道施設の1階部分のリノベーション 高質空間形成施設 ・ストリートファニチャー（ベンチ等の休憩施設）の整備	既存建物活用事業 ・沿道施設の1階部分のリノベーション 高質空間形成施設 ・ストリートファニチャー（ベンチ等の休憩施設）の整備
・また、ベンチ等の整備は一部のエリアのみに留まっているため、パルテノン大通りや、ココリアアピタ京王プラザホテル間等に居心地の良い滞留空間の創出が必要である。	『駅周辺施設の改修』 関連事業に挙げられている、駅周辺施設の整備を推進していくことで、商業施設との相乗効果を發揮し、人の流れを生み出す。	関連事業 ・パルテノン多摩リニユアル ・遊歩道（レンガ坂）の賑わい空間整備 ・ペデストリアンデッキ（遊歩道）改良 ・バスロータリー改修（歩行支援施設整備） ・多摩中央公園バリアフリー整備 ・中央図書館整備	関連事業 ・パルテノン多摩リニユアル ・遊歩道（レンガ坂）の賑わい空間整備 ・ペデストリアンデッキ（遊歩道）改良 ・バスロータリー改修（歩行支援施設整備） ・多摩中央公園バリアフリー整備 ・中央図書館整備
・関連事業であるパルテノン多摩リニユアルや、多摩中央公園、中央図書館等の商業施設周辺の施設を改修・整備することで、地域の魅力を高め、集客力を上げることができるため、関連事業の促進が必要である。	『移動環境の充実』 関連事業に挙げられている、ペDESTRIANDECK（歩行支援施設）の改修検討に併せ、歩行支援施設を整備するなど、誰もが移動しやすい環境の形成を図る。また、駅周辺の施設へのアクセスの際に、雨などにぬれずに移動ができるよう、屋根等の整備の必要性を検討する。	滞在環境整備事業 ・屋根等の施設整備	滞在環境整備事業 ・屋根等の施設整備

(3) まちなかウォーカブル区域（案）

まちなかウォーカブル推進事業の適応を想定する場合、滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）を定める必要がある。

現在の都市再生整備計画区域は、約 63ha で概ね 1km 四方である。区域内は、サンリオピューロランドやココリア等の商業施設、マンション等の住宅地や多摩中央公園が立地している。

これら立地状況を踏まえ、まちなかウォーカブル区域設定にあたり、下記の条件を考慮した。

- 都市再生整備計画区域内で、1km 程度の歩ける範囲
- 人々が歩いて広場や、店舗など様々な交流・滞在施設に立ち寄れることが想定されるなど、回遊性向上や賑わい空間の創出を図る範囲
- 民間事業者による活用可能な制度を考慮し、官民一体でまちづくりに取り組む範囲



以上より、まちなかウォーカブル区域（案）は、回遊性を目的としない住宅地（第二種住居地域）を除いた範囲を想定する。

■まちなかウオーカブル区域（案）

